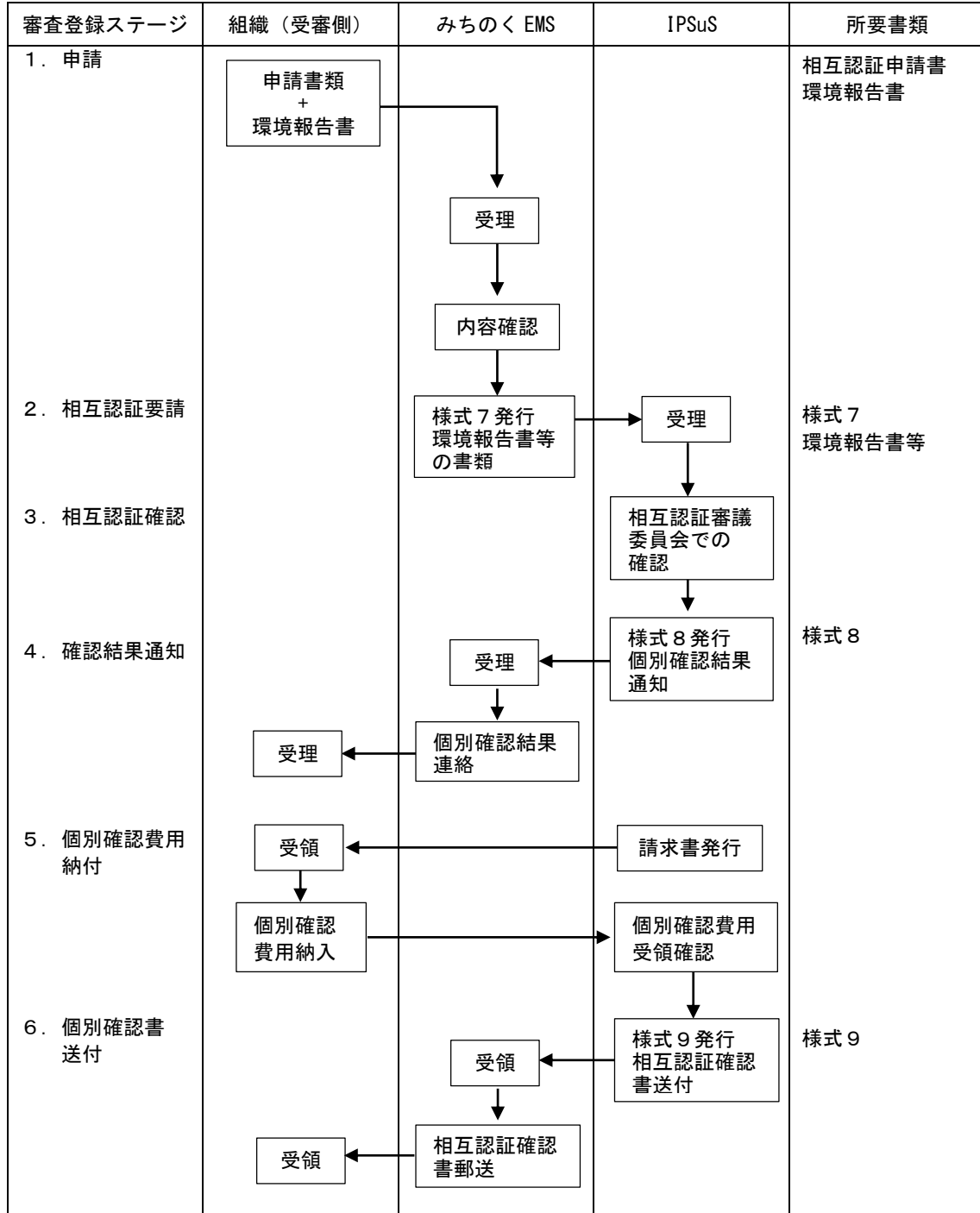


産業廃棄物処理業者のみちのく EMS・エコアクション 21

相互認証制度個別確認体系図



注 1：図中の様式 7～9 は「エコアクション 21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」（一般財団法人持続性推進機構 平成 26 年 4 月 9 日制定）による。

注 2：エコアクション 21 との産業廃棄物処理業者の相互認証を本図の手順で受けようとする場合は、みちのく EMS の審査・登録を「みちのく EMS：優良産廃処理業者用」の規格により受審し、所定の判定委員会の判定を得て登録されなければならない。